

厚生食基発 1130 第 1 号
令和 5 年 11 月 30 日
(最終改正：令和 7 年 7 月 4 日消食基第 437 号)

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する
基材を構成するモノマー等について

今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和 5 年 11 月 30 日付け健生発 1130 第 4 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。最終改正：令和 6 年 9 月 27 日付け消食基第 224 号消費者庁次長通知。）の第 3 の 1 のハの(1)及びニの(8)において参照するとした別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。

記

第 1 別表第 1 第 1 表の物質名欄に掲げる物質について

- 1 別表第 1 第 1 表の物質名欄に掲げる物質（以下「基材」という。）の構成成分については、別紙 1～21 に示すこと。ただし、使用制限等欄に「第 2 表の通し番号 108(1)及び 108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。」とある場合は、基材の構成成分としては使用できない。
- 2 別紙 1～20 において構成成分が示されている基材については、以下に従うこと。また、別紙 1～20 において構成成分が示されている基材については、塗膜用途にも使用できること。なお、塗膜用途とは、表面コーティング及び接着剤の層状の被膜を形成させることが目的であること。
イ 別紙 1～20 の表中「必須モノマー」、「任意の物質」、「必須の化学処理」及び「任意の化学処理」（以下「必須モノマー」等という。）に由来する部分の合計が質量百分率として 98%を超えて含むものでなければならぬこと。また、2%未満の「必須モノマー」等に該当しない部分については、別紙 1～20 に示されていないなくても差し支えないこと。

- (1) 「必須モノマー」について
 - i 「必須モノマー」とは、基材の主な構成成分として用いる物質を指し、第1表における物質分類の指標となる物質であること。
 - ii 基材の構成成分として「必須モノマー」と同様の構造を有する物質であれば、「必須モノマー」の誘導体又はあらかじめ複数の「必須モノマー」を反応させた物質を用いても差し支えないこと。
- (2) 「任意の物質」について
 - i 「任意の物質」とは、基材の副次的な構成成分として用いる物質を指すこと。
 - ii 基材の構成成分として「任意の物質」と同様の構造を有する物質であれば、「任意の物質」の誘導体又はあらかじめ複数の「任意の物質」を反応させた物質を用いても差し支えないこと。
 - iii 使用制限等欄において分子量についての定めがある場合を除き、「任意の物質」のみで構成される部分の分子量は1000未満であること。
- (3) 「必須の化学処理」及び「任意の化学処理」について
 - i 官能基のみを重合体に組み込む場合や重合反応とは異なる特殊な条件下で行う場合等の処理を指すこと。
 - ii 処理の手法、条件等については特に限定しないこと。
 - iii 重合前の「必須モノマー」及び「任意の物質」に対しては適用できないこと。
- ロ 使用制限等欄及びその他に記載された事項は、基材を構成する上で参照すべき事項であること。
 - (1) 質量百分率を示すには、%の記号を用いること。また、物質100mol中の物質量(mol)を示すには、mol%の記号を用いること。
 - (2) 「必須モノマー」の使用制限等欄に「必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。」とある場合、重合体の構成成分に対する「必須モノマー」等の質量百分率で判断すること。ただし、「必須モノマー」の割合が重合体の構成成分に対して50%に満たない場合は、2%未満の「必須モノマー」等に該当しない部分を重合体の構成成分の重量から除いて質量百分率を算出し判断しても差し支えないこと。
- ハ ブロック重合体及びグラフト重合体の場合、以下に従うこと。
 - (1) ブロック重合体において構成する単位重合体の分子量が1000以上のものは、その単位重合体ごとに基材であるとみなすこと。
 - (2) グラフト重合体の場合、構成する幹ポリマーとしての単位重合体及び枝ポリマーとしての単位重合体のうち分子量が1000以上のものは、その単位重合体ごとに基材であるとみなすこと。
 - (3) 構成する単位重合体の分子量が1000未満の部分は、単一の基材の一部とみなし、すべての構成成分が当該基材のモノマー等として収載されていなければならないこと。
- 3 別紙21において構成成分が示されている基材である「被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体」については、以下に従うこと。

イ 別紙 21 の表中「有機化合物」、「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」及び「任意の化学処理」（以下「有機化合物」等）という。）に由来する部分が 98%を超えて含むものでなければならないこと。また、「有機化合物」等以外の 2 %未満の部分については、別紙 21 に示されていなくても差し支えないこと。

(1) 「有機化合物」について

- i 「有機化合物」とは、基材の主な構成成分として用いる物質を指すこと。
- ii 基材の構成成分として「有機化合物」と同様の構造を有する物質であれば、「有機化合物」の誘導体又はあらかじめ複数の「有機化合物」を反応させた物質を用いても差し支えないこと。

(2) 「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」について

- i 「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」とは、基材の副次的な構成成分として用いる物質を指すこと。
- ii 「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」の欄中、「天然高分子成分」とあるのは、天然成分のうち天然物由来の有機高分子物質を指し、有機化合物とともに使用しなければならないこと。

(3) 「任意の化学処理」について

- i 重合体を改質するために、官能基のみを重合体に組み込む場合や重合反応とは異なる特殊な条件下で行う場合等の化学的処理を指すこと。
- ii 処理の手法、条件等については特に限定しないこと。
- iii 重合前の「有機化合物」、「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」に対しては適用できないこと。

ロ 使用制限等欄及びその他に記載された事項は、基材を構成する上で参照すべき事項であること。なお、質量百分率を示すには、%の記号を用いること。また、物質 100mol 中の物質質量 (mol) を示すには、mol%の記号を用いること。

ハ 「被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途」の化学反応とは、構造を化学的に変化させる反応を指し、溶剤の揮散は含まれないこと。なお、塗膜用途の定義については 2 に従うこと。

第 2 別表第 1 第 2 表の通し番号 108(1) 及び 108(2) に該当する重合体の構成成分について

1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 324 号）による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の別表第 1 第 2 表の通し番号 108(1) 及び 108(2) における「第 1 表に該当する重合体」の構成成分については、この通知の別紙 1～20 に示すこと。また、この重合体の取扱いについては第 1 の 2 のイ、ロ及びハの基材の取扱いに準じること。

第3 適用期日

規格基準告示の適用期日を令和7年6月1日としていることから、当該通知に関しても適用期日が令和7年6月1日となること。

第4 関係通知の廃止

「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」（令和2年7月2日付け薬生食基発0702 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長通知）は、適用期日を以てこれを廃止すること。

イミド結合を主とする重合体

次の「アミン類（１種以上）」又は「アミン類（１種以上）」及び「酸無水物（１種以上）」のイミド結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

名称		使用制限等	
必須モノマー	アミン類	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。	
		イソホロンジイソシアネート	
		4，4′－ジアミノジフェニルエーテル	
		4，4′－ジアミノジフェニルスルホン	
		4，4′－ジフェニルメタンジイソシアネート	
		4，4′－ビス（3－アミノフェノキシ）ビフェニル	
		ビス〔4－（アリルビスクロ〔2．2．1〕－5－ヘプテン－2，3－ジカルボキシイミド）フェニル〕メタン	
		1，3－フェニレンジアミン	
	4，4′－メチレンジアニリン		
	酸無水物		
		ビスフェノールA及び4－ヒドロキシ無水フタル酸からなるジエーテル	
		無水クロロフタル酸	無水3－クロロフタル酸及び無水4－クロロフタル酸に限る。
		無水トリメリット酸	塩化物を含む。
		無水ピロメリット酸	
無水フタル酸			
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。	
	4－クミルフェノール		
	1，4－シクロヘキサンジカルボン酸	メチルエステルを含む。	
	ビスフェノールA		
	1，4－フェニレンジアミン		

エーテル結合を主とする重合体

次の「必須モノマー（1種以上）」のエーテル結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン	
	4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン	
	4, 4'-ジヒドロキシベンゾフェノン	
	4, 4'-ジフルオロベンゾフェノン	
	2, 6-ジメチルフェノール	
	2, 3, 6-トリメチルフェノール	
	ビスフェノールA	
	ヒドロキノン	
	4, 4'-ビフェノール	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	フマル酸	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	クロロメチル化処理	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン及び4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホンからなる重合体への処理に限る。
	酸化処理	
	スルホン化処理	・ 4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン及び4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホンからなる重合体への処理に限る。 ・ スルホン化処理後に、ナトリウム塩とする場合を含む。

エステル結合を主とする重合体の架橋体

次の「酸類（１種以上）」による重合体又は「酸類（１種以上）」及び「アルコール類（１種以上）」のエステル結合による重合体「酸類」、「アルコール類」及び「架橋剤」のうち又は複数の物質により架橋したもの。この重合体の架橋体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して５０％未満であること。

名称	使用制限等
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して５０％以上であること。
酸類	
アクリル酸	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アゼライン酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
イタコン酸	
クロレンド酸	無水クロレンド酸を含む。
コハク酸	無水コハク酸及びメチルエステルを含む。
１，２－シクロヘキサンジカルボン酸	無水１，２－シクロヘキサンジカルボン酸を含む。
４－シクロヘキセン－１，２－ジカルボン酸	無水４－シクロヘキセン－１，２－ジカルボン酸を含む。
セバシン酸	メチルエステルを含む。
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
乳酸	
二量化处理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
５－ノルボルネン－２，３－ジカルボン酸	無水５－ノルボルネン－２，３－ジカルボン酸を含む。
ピロメリット酸	無水ピロメリット酸を含む。
フタル酸	無水フタル酸を含む。
フマル酸	
マレイン酸	ブチルエステル及び無水マレイン酸を含む。
メタクリル酸	
メタクリル酸グリシジル	
アルコール類	
２－エチル－２－ブチル－１，３－プロパンジオール	
エチレングリコール	オキシランを含む。
エトキシ化处理されたビスフェノールＡ	
グリセロール	
１，４－シクロヘキサンジメタノール	
ソルビトール	
トリシクロデカンジメタノール	
２，２，４－トリメチル－１，３－ペンタンジオール	
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
ネオペンチルグリコール	
２，２－ビス（４－ヒドロキシシクロヘキシル）プロパン	
ビスフェノールＡ	
ビスフェノールＡのジグリシジルエーテル	
ビスフェノールＡのビス（２－ヒドロキシプロピル）エーテル	
フェノール	
１，３－ブタンジオール	
１，４－ブタンジオール	
プロピレングリコール	２－メチルオキシランを含む。
１，６－ヘキサンジオール	
ペンタエリスリトール	二量体を含む。
マンニトール	
α－メチルグルコシド	

架橋剤	2－メチル－1，3－プロパンジオール	
	アクリル酸イソボルニル	
	アクリル酸エチル	
	アクリル酸2－エチルヘキシル	
	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	
	アクリル酸ブチル	
	アクリル酸プロピル	
	アクリル酸メチル	
	アリルグリシジルエーテル	
	イソシアヌル酸トリアリル	
	エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
	エピクロヒドリン	
	クロトン酸	
	酢酸ビニル	
	シアヌル酸トリアリル	
	ジビニルベンゼン	
	スチレン	
	トリメチロールプロパン及びメタクリル酸からなるトリエステル	
	トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	
	ネオペンチルグリコール及びメタクリル酸からなるジエステル	
	N－ビニルピロリドン	
	フタル酸ジアリル	
	マレイン酸ジアリル	
	メタクリル酸アリル	
	メタクリル酸イソボルニル	
	メタクリル酸エチル	
	メタクリル酸ジシクロペンテニルオキシエチル	
	メタクリル酸2－フェノキシエチル	
	メタクリル酸ブチル	
	メタクリル酸プロピル	
	メタクリル酸ベンジル	
	メタクリル酸メチル	
	α－メチルスチレン	
	メチルスチレン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アルキルアルコール	・炭素数が10のものに限る。 ・直鎖でないものに限る。
	安息香酸	
	2－エチルヘキサノール	
	オクタノール	
	オクタン酸	
	酢酸	
	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	
	1，4－シクロヘキサンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	ジシクロペンタジエン	
	4，4'－ジヒドロキシジフェニルスルホン	
	2，2－ジメチル－1－プロパノール	
	ステアリン酸	
	5－スルホイソフタル酸	ナトリウム塩及びメチルエステルを含む。
	デカノール	
	1，10－デカンジカルボン酸	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	2，6－ナフタレンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	二量化及び水素化処理された不飽和脂肪酸	
	ノナン酸	
	パルミチン酸	

	2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピオン酸	
	2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) 酪酸	
	2, 5-フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	1, 3-プロパンジオール	
	ベンジルアルコール	
	ホルムアルデヒド	
	ロジン	

エポキシ化合物の架橋重合体

グリシジル処理された次の「必須モノマー（１種以上）」の架橋重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
必須モノマー	
4－アミノアニソール	
アルキルアルコール	炭素数が9から16までのものに限る。
エチレングリコール	オキシランを含む。
キシレンジアミン	
グリセロール	
ジエチレントリアミン	
1, 4－シクロヘキサンジメタノールのジアリルエーテル	
4, 4'－ジヒドロキシ－3, 3', 5, 5'－テトラメチルジフェニルメタン	
ジメチルアミン	
水素化処理されたビスフェノールA	
トリエチレンテトラミン	
トリメチロールプロパン	
二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ネオペンチルグリコール	
1, 3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン	
ビスフェノールA	
ビスフェノールB	
ビスフェノールF	
フェノール	
ブタノール	
1, 4－ブタンジオール	
4－ブチルフェノール	4－sec－ブチルフェノール及び4－tert－ブチルフェノールに限る。
プロピレングリコール	2－メチルオキシランを含む。
1, 6－ヘキサンジオール	
飽和脂肪酸	・炭素数が10のものに限る。 ・直鎖でないものに限る。
ホルムアルデヒド	
メチルフェノール	
任意の物質（必須モノマー又はエピクロロヒドリンとの反応生成物を含む。）	任意の物質（必須モノマー又はエピクロロヒドリンとの反応生成物を除く。）のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリル酸	
アクリル酸エチル	
アクリル酸ブチル	
アクリル酸メチル	
アクリロニトリル	
アジピン酸	
アジリジン	
アセチルサリチル酸	
アゼライン酸	
アニリン	
N－（2－アミノエチル）－ピペラジン	

2-アミノプロピル処理されたプロピレングリコール	プロピレングリコールは重合体を含む。
2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	
アルキルフェノール	アルキルの炭素数が9のものに限る。
安息香酸	
アンモニア	水酸化アンモニウムを含む。
イソシアヌル酸トリグリシジル	
1-イソブチル-2-メチルイミダゾール	
イソホロンジアミン	
エタノール	
(エチルアミン) トリフルオロホウ素	
2-エチルヘキサン酸	
2-エチル-4-メチルイミダゾール	
エチレン	
エチレンジアミン	
オレイルアミン	
N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン	
カプロラクタム	
カプロラクトン	
N-牛脂アルキル-1, 3-プロパンジアミン	
グリシジル [3-(トリメトキシシリル) プロピル] エーテル	
グリシジル (2-メチルフェニル) エーテル	
サリチル酸	
1-シアノエチル-2-エチル-メチルイミダゾール	1-シアノエチル-2-エチル-4-メチルイミダゾール及び1-シアノエチル-2-エチル-5-メチルイミダゾールに限る。
N-シアノ-グアニジン	
2-(ジエチルアミノ) エタノール	
ジエチルトルエンジアミン	
N, N-ジエチル-1, 3-プロパンジアミン	
4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	
2, 3-ジヒドロキシ-1-プロパンチオール及びプロボキシル処理されたペンタエリスリトールからなるエーテル	
ジフェニルアミン	
N, N-ジフェニル-尿素	
N, N-ジベンジル-エチレンジアミン	
2-(ジメチルアミノ)-2-メチル-1-プロパノール	
ジメチルシクロヘキサン- ω , ω' -ジイソシアネート	
2, 6-ジメチルフェノール	
N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	
スチレン	
セバシン酸	
多硫化ナトリウム	
テトラエチレンペンタミン	
N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-アジピン酸アミド	
動植物性油脂	
動植物性油脂由来の脂肪酸	
トリエタノールアミン	
トリエチルアミン	
トリエチレンジアミン	

1, 2, 3-トリクロロプロパン	
2, 4, 6-トリス [(ジメチルアミノ) メチル] フェノール	
トリメチルヘキサメチレンジアミン	2, 2, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミン及び2, 4, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミンに限る。
トリメチロールプロパンのアリルエーテル	ジアリルエーテル及びモノアリルエーテルに限る。
N-[3-(トリメトキシシリル) プロピル] -エチレンジアミン	
尿素	
二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
バレロラクトン	
ビス (アミノメチル) ノルボルナン	
ビス (4-アルキルフェニル) アミン	アルキルは4-オクチル及び2, 4, 4-トリメチルペンチルに限る。
ビス (2-クロロエトキシ) メタン	
ビス [(ジメチルアミノ) メチル] フェノール	
ビス (2-ヒドロキシプロピル) アミン	
ビスフェノールAのビス (2-ヒドロキシ-3-メルカプトプロピル) エーテル	
ピペラジン	
2-フェニルイミダゾール	
N-フェニル-尿素	
1, 3-フェニレンジアミン	
1, 3-ブタジエン	
不飽和脂肪酸	炭素数が18のものに限る。
フマル酸	
フルフリルアルコール	
1, 2-プロパンジアミン	
プロポキシル化処理されたトリメチロールプロパンのトリス (2-アミノメチルエチル) エーテル	
ヘキサメチレンジアミン	
ヘキサメチレンテトラミン	
N-(N-ベンジル-アミノメチル) -チオ尿素	
ベンジルアミン	
ベンジルアルコール	
N-ベンジル-エチレンジアミン	
ペンタエチレンヘキサミン	
ペンタエリスリトール	
3-ペンタデシルフェノール	
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
マレイン酸ジブチル	
無水コハク酸	
無水1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	
無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
無水トリメリット酸	塩化物を含む。
無水フタル酸	
無水メチルシクロヘキサ-1, 2-ジカルボン酸	
無水メチルシクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	
メタクリル酸	
メタクリル酸メチル	
N-メチル-3-アミノプロパノール	
4, 4'-メチレンジアニリン	

	4, 4'-メチレンビス (シクロヘキシルアミン)	
	4, 4'-メチレンビス (2-メチルシクロヘキシルアミン)	
	リン酸	重合体を含む。
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	カルボキシル化処理	アクリロニトリル及び1, 3-ブタジエンからなる重合体への末端処理に限る。
	水素化処理	アニリン及びホルムアルデヒドからなる重合体への処理に限る。

カーボネート結合を主とする重合体

次の「必須モノマー（1種以上）」のカーボネート結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	炭酸ジフェニル	
	炭酸の塩化物	
	ビスフェノールA	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
	4-クミルフェノール	
	1, 3-ジヒドロキシベンゼン	
	セバシン酸	
	テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
	1, 1, 1-トリス（4-ヒドロキシフェニル）エタン	
	1, 1-ビス（4-ヒドロキシ-3-メチルフェニル）シクロヘキサン	
	N-フェニル-3, 3-ビス（4-ヒドロキシフェニル）フタリミド	
	4-tert-ブチルフェノール	

シロキサン結合を主とする重合体

次の「必須モノマー（１種以上）」のシロキサン結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称	使用制限等
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
[N－2－（アミノエチル）－3－アミノプロピル]メチルジメトキシシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
(3－アミノプロピル)ジエトキシメチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
オクタメチルシクロテトラシロキサン	
クロロトリメチルシラン	
クロロビニルジメチルシラン	
ジエチルジクロロシラン	
ジエトキシジフェニルシラン	
ジエトキシジメチルシラン	
ジクロロジフェニルシラン	
ジクロロジメチルシラン	
ジクロロ(3, 3, 3－トリフルオロプロピル)メチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ジクロロ(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6－ノナフルオロヘキシル)メチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ジクロロビニルメチルシラン	
ジクロロフェニルメチルシラン	
ジクロロメチルシラン	
ジフェニルジメトキシシラン	
ジメチルクロロシラン	
ジメチルジメトキシシラン	
デカメチルシクロペンタシロキサン	
ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	
トリエトキシフェニルシラン	
トリエトキシメチルシラン	
トリクロロフェニルシラン	
トリクロロプロピルシラン	
トリクロロメチルシラン	
トリヒドロキシプロピルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
(3, 3, 3－トリフルオロプロピル)ジエトキシメチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
(3, 3, 3－トリフルオロプロピル)ジメトキシメチルシラン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
2, 4, 6－トリメチル－2, 4, 6－トリス(3, 3, 3－トリフルオロプロピル)シクロトリシロキサン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ビニルトリメトキシシラン	
フェニルトリメトキシシラン	
ヘキサメチルシクロトリシロキサン	
ヘキサメチルジシロキサン	
水	シラン化合物の重合反応に用いる場合に限る。
メチルトリメトキシシラン	
1, 3－ビス(クロロメチル)－1, 1, 3, 3－テトラメチルジシロキサン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリル酸	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アリルアルコール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アルキルアルコール	炭素数が1から4までのものに限る。
1-アルケン	- 第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。 - 炭素数が6、8、12、14及び16に限る。
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
エチレングリコール	オキシランを含む。
エチレングリコールのモノアリルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
1, 2-エポキシ-4-ビニルシクロヘキサン	
カプロラクトン	
ケイ酸のナトリウム塩	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
酢酸	
1, 4-ジヒドロキシ-2-ブチン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
スチレン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
テトラエトキシシラン	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロ-1-オクテン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
二酸化ケイ素	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
プロピレン	
プロピレングリコール	- 第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。 2-メチルオキシランを含む。
ヘキサメチレンジイソシアネート	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
γ - ω -ペルフルオロアルコール	- 第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。 - 炭素数が8から14までのものに限る。
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
メタクリル酸アリル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
メタクリル酸3-（ジメトキシメチルシリル）プロピル	
α -メチルスチレン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
2-メトキシ-4-プロペニルフェノール	
エチレン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
牛脂脂肪酸のナトリウム塩	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
加水分解処理	

	3-（2-ヒドロキシエトキシ）プロピル処理	
	ブチル処理	
	メチル処理	

スルフィド結合を主とする重合体

次の「必須モノマー（１種以上）」及び「任意の物質（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」及び「任意の物質」に「任意の化学処理」を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		
	硫黄	
	硫化ナトリウム	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	1, 4－ジクロロベンゼン	
	1, 4－ジヨードベンゼン	
	1, 2, 4－トリクロロベンゼン	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	酸化架橋処理	1, 4－ジクロロベンゼン及び硫化ナトリウムからなる重合体への処理に限る。

フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体

次の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	クロロトリフルオロエチレン	
	テトラフルオロエチレン	
	フッ化ビニリデン	
	フッ化ビニル	
	ヘキサフルオロプロピレン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	エチレン	
	2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 5-オクタフルオロ-1-ペンテン	
	テトラフルオロ-2-ヒドロキシエタンスルホン酸のトリフルオロビニルエーテル	
	トリフルオロビニルトリフルオロメチルエーテル	
	トリフルオロビニルヘプタフルオロプロピルエーテル	
	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン	
	ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル	
	3, 3, 4, 4, 4-ペンタフルオロブテン	
	無水イタコン酸	
	無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	加水分解処理	テトラフルオロエチレン及びテトラフルオロ-2-ヒドロキシエタンスルホン酸のトリフルオロビニルエーテルからなる重合体への処理に限る。
	中和処理	テトラフルオロエチレン及びテトラフルオロ-2-ヒドロキシエタンスルホン酸のトリフルオロビニルエーテルからなる重合体への処理に限る。

ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体

次の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して５０％未満であること。

名称	使用制限等
必須モノマー	
１，３，５－トリオキサン	
ホルムアルデヒド	
任意の物質	
	任意の物質のみで構成される部分は分子量１０００未満であること。
アセトフェノン	
（アリルオキシ）ベンジルアルコール	
ar－（アリルオキシ）ベンゼンジメタノール	
ar－（アリルオキシ）ベンゼントリメタノール	
エチレングリコール	・ オキシランを含む。 ・ 重合体の構成成分に対して６％以下であること（第２表の通し番号１０８（１）及び通し番号１０８（２）に該当する重合体の構成成分として使用する場合を除く。）。
エチレングリコールのジグリシジルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
キシレン	
３－クロロ－１－プロペン	
１，３－ジオキサシクロヘプタン	重合体の構成成分に対して６％以下であること。
１，３－ジオキソラン	重合体の構成成分に対して６％以下であること。
シクロヘキサノン	
２－ナフタレンスルホン酸	ナトリウム塩を含む。
尿素	
４－ノニルフェノール	第２表の通し番号１０８（１）及び１０８（２）に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
フェノール	
ブタノール	
１，４－ブタンジオールのジグリシジルエーテル	重合体の構成成分に対して６％以下であること。
ベンゾグアナミン	
４－メチルベンゼンスルホン酸アミド	
メラミン	
任意の化学処理	
	重合体への処理に限る。
メチル化処理	

イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体

以下の「必須モノマー（１種以上）」からなるイオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体（材質区分２及び４に該当する重合体を除く。）。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる（カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。）。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分２及び４に該当するものを除く。）は材質区分１、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分２及び４に該当するものを除く。）は材質区分３とする。

名称	使用制限等
必須モノマー	
N－アクリルアミドプロピル－N，N，N－トリメチルアンモニウムの塩化物	
アクリル酸	カルシウム、銀、ナトリウム、マグネシウム及びリチウムの塩を含む。
アクリル酸エチル	
アクリロニトリル	
アジリジン	
エチルスチレン	
エチレングリコール及びメタクリル酸からなるジエステル	
エチレンジアミン	第２表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
塩酸	
クロロメチルスチレン	
クロロメチルメチルエーテル	
N－シアノ－グアニジン	
ジアリルアミン	
ジビニルベンゼン	
1，6－ジブromoヘキサン	
スチレン	
スチレンスルホン酸	ナトリウム塩を含む。
N，N，N'，N'－テトラメチル－ヘキサメチレンジアミン	
2－〔2－（トリフルオロビニルオキシ）－1－（トリフルオロメチル）トリフルオロエトキシ〕テトラフルオロエタンスルホン酸	フッ化物を含む。
3－〔2－（トリフルオロビニルオキシ）－1－（トリフルオロメチル）トリフルオロエトキシ〕テトラフルオロプロピオン酸メチル	
1，4－ビス（クロロメチル）ベンゼン	
N－（2－ヒドロキシエチル）－アクリルアミド	
ビニルピリジン	2－ビニルピリジン及び4－ビニルピリジンに限る。
tert－ブチルスチレン	
4－（4－ブromobチル）スチレン	
ヘキサフルオロ－4－ヒドロキシ酪酸のトリフルオロビニルエーテル	
N，N，N，N'，N'，N'－ヘキサメチル－1，3－プロパンジアンモニウム	
ホルムアルデヒド	
マレイン酸のアンモニウム塩	
メタクリル酸グリシジル	
メチルスチレン	
α－メチルスチレン	

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリルアミド	
2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸	
アクリル酸ブチル	
アクリル酸メチル	
(アミノメチル) ホスホン酸	
イソプレン	
イミノジ酢酸	
イミノジ酢酸ジエチル	
エチレン	重合体の構成成分に対して50%未満であること。
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
エビクロルヒドリン	
塩化ビニル	重合体の構成成分に対して50%未満であること。
1, 7-オクタジエン	
過酸化水素	
クロロスルホン酸	
酢酸ビニル	
ジエチルアミン	
ジエチレングリコールのジビニルエーテル	
ジエチレントリアミン	
4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン	4, 4'-ビフェノール及びN, N, N, N', N', N'-ヘキサメチル-1, 3-プロパンジアンモニウムと共に使用する場合に限る。
1, 3-ジヒドロキシベンゼン	
2-(ジメチルアミノ) エタノール	塩化物及び水酸化物を含む。
2-(ジメチルアミノ) 酢酸エチル	
N-[3-(ジメチルアミノ) プロピル]-アクリルアミド	
N, N-ジメチル-アミノメチルスチレン	
ジメチルアミン	
N, N-ジメチル-N-(6-ジメチルアミノヘキシル) アンモニオメチルスチレンの塩化物	
N, N-ジメチル-N, N-ビス(ビニルフェニルメチル) アンモニウムの塩化物	
2, 6-ジメチルフェノール	
N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	
炭酸	
1-デオキシ-1-(メチルアミノ)-ソルビトール	
デカノール	
テトラフルオロエチレン	
トリエチルアミン	塩化物を含む。
トリエチレンテトラミン	
1, 2, 4-トリビニルシクロヘキサン	
トリブチルアミン	
トリプロピルアミン	
トリメチルアミン	塩化物及び水酸化物を含む。
N, N, N-トリメチル-2-グリシジルアンモニウムの塩化物	

N, N, N-トリメチル- [4- (4-ビニルフェニル) ブチル] アンモニウムの臭化物	
N, N, N-トリメチル-ビニルベンジルアンモニウムの塩化物	
トリメチロールプロパン及びメタクリル酸からなるトリエステル	
3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン	
1, 6-ビス (N-ビニルベンジルージメチルアンモニオ) ヘキサンの塩化物	
N, N-ビス (2-ピリジルメチル) アミン	
ヒドラジン	
N-ビニルベンジル-イミノ酢酸	
N-ビニル-ホルムアミド	
4, 4'-ビフェノール	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン及びN, N, N, N', N', N'-ヘキサメチル-1, 3-プロパンジアンモニウムと共に使用する場合に限る。
ピロガロール	
フェニルエチレングリコール	・ 第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。 ・ フェニルオキシランを含む。
1, 3-フェニレンジアミン	
フェノール	
1, 3-ブタジエン	
2-プトキシエタノール	
ヘキサメチレンジアミン	
ヘキサメチレンテトラミン	
飽和脂肪酸のグリシジルエステル	・ 脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・ 脂肪酸は直鎖でないものに限る。 ・ 第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
メタクリル酸	
メタクリル酸ブチル	
メタクリル酸ベンジル	
メタクリル酸メチル	
モノクロロ酢酸	
ヨウ化メチル	
ラウリン酸	
硫酸	
リン酸	
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
アミノメチル化処理	
塩素化処理	
加水分解処理	加水分解処理後に、銀及び酸化銀の塩とする場合を含む。
カルボキシル化処理	
クロロメチル化処理	
鹸化処理	
臭素化処理	
水素化処理	
スルホン化処理	スルホン化処理後に、アンモニウム塩とする場合を含む。
ホスホノメチル化処理	
メチル化処理	

ウレタン結合を主とする重合体

次の「イソシアネート類（１種以上）」及び「アルコール類（１種以上）」のウレタン結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分２及び４に該当するものを除く。）は材質区分１、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分２及び４に該当するものを除く。）は材質区分３とする。

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアルコール類及びイソシアネート類の合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
イソシアネート類	
イソホロンジイソシアネート	
キシレンジイソシアネート	
4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	
ジメチルシクロヘキサノン- ω , ω' -ジイソシアネート	
ジメチルノルボルナン- ω , ω' -ジイソシアネート	
3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート	
チオリン酸トリス（4-イソシアナトフェニル）	
α , α , α' , α' -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネート	
トルエンジイソシアネート	
ヘキサメチレンジイソシアネート	三量体を含む。
ペンタメチレンジイソシアネート	
メチレン架橋されたフェニルイソシアネート	
アルコール類	
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
アルキルアルコール	炭素数が5から38までのものに限る。
エタノールアミン	
2-エチル-1, 3-ヘキサンジオール	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
エチレングリコールのモノメチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
エピクロルヒドリン	
カプロラクトン	
グリセロール	
ジェタノールアミン	
N, N-ジエチル-イソプロパノールアミン	
2, 4-ジエチル-1, 5-ペンタンジオール	
2-ジオキソラノン	
ショ糖	
水酸基末端処理された1, 3-ブタジエン重合体	
ソルビトール	
1, 10-デカンジオール	
N, N, N', N'-テトラキス（2-ヒドロキシプロピル）-エチレンジアミン	
テトラヒドロフラン	
テトラヒドロフルフリルアルコール	
トリイソプロパノールアミン	
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	
トリメチロールプロパン	
二量化及び水素化処理された不飽和脂肪酸のメチルエステル	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ネオペンチルグリコール	
1, 9-ノナンジオール	

	1, 4-ビス (2-ヒドロキシエトキシ) ベンゼン	
	N, N-ビス (2-ヒドロキシプロピル) -アニリン	
	2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピオン酸ビスフェノールA	アンモニウム塩を含む。
	3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸 3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	
	ヒマシ油	
	ブタノール	
	ブタンジオール	1, 3-ブタンジオール及び1, 4-ブタンジオールに限る。
	プロパノール	
	2-プロパノール	
	1, 3-プロパンジオール	
	プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2-メチルオキシランを含む。
	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
	2-プロポキシエタノール	
	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパン	
	プロポキシ化処理されたビスフェノールA	
	1, 6-ヘキサジオール	
	ペンタエリスリトール	二量体を含む。
	1, 5-ペンタンジオール	
	マンニトール	
	水	
	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	
	2-メチル-1, 8-オクタンジオール	
	4-メチル-2-ジオキソラン	
	2-メチル-1, 3-プロパンジオール	
	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	
	トリメチロールエタン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アクリル酸	
	アクリロニトリル	
	アジピン酸	
	アジピン酸ジヒドラジド	
	N- (2-アミノエチル) -2-アミノエタノール	
	N- (2-アミノエチル) -ピペラジン	
	1-アミノ-2-プロパノール	
	N- (3-アミノプロピル) -イミダゾール	
	3-アミノプロピルトリエトキシシラン	
	アルキルフェノール	アルキルの炭素数が9のものに限る。
	安息香酸	
	イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
	イソブチルアルコール	
	イソホロンジアミン	
	2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	
	2-エチルヘキサン酸	
	2-エチルヘキシルアミン	
	エチルメチルケトンオキシム	
	エチレンジアミン	
	エトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理がされた脂肪族アルコール	脂肪族アルコールは炭素数が12から14までのものに限る。
	エポキシ化処理された脂肪酸のメチルエステル	脂肪酸は炭素数が16から18までのものに限る。ただし、不飽和脂肪酸の場合は炭素数が18のものに限る。
	オレイン酸	

カルボジイミド処理されたジフェニルメタンジイソシアネート	
キシレン	
1, 3-キシレンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
コハク酸	無水コハク酸を含む。
酢酸ビニル	
酸化処理されたヒマシ油	
三量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
N-シアノグアニジン	
ジアミノトルエン	
ジエチレントリアミン	
1, 4-シクロヘキサンジメタノール	
3-(ジメチルアミノ)-1-プロパノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
水素化処理された牛脂アルキルアミン	
水素化処理されたヒマシ油	
スチレン	
スチレン修飾処理されたフェノール	
5-スルホイソフタル酸のナトリウム塩	メチルエステルを含む。
セバシン酸	
脱水処理されたヒマシ油	
炭酸ジエチル	
炭酸ジフェニル	
炭酸ジメチル	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
動植物性油脂	
動植物性油脂由来の脂肪酸	
トリエタノールアミン	
トリエチルアミン	
トリメチルアミン	
トリメチルヘキサメチレンジアミン	2, 2, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミン及び2, 4, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミンに限る。
N-[3-(トリメトキシシリル)プロピル]-エチレンジアミン	
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
二酸化炭素	
乳酸	
二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
1, 3-ビス(2-オキサゾリニル)ベンゼン	
2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)酪酸	
ヒドラジン	
ピペラジン	
ヒマシ油脂肪酸のメチルエステル	
1, 3-ブタジエン	
フタル酸	無水フタル酸を含む。
フマル酸	
プロピオン酸	
プロピルアミン	
飽和脂肪酸のグリセリルエステル	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
ホルムアルデヒド	
無水マレイン酸	
メタクリル酸	
N-メチル-ジエタノールアミン	
4, 4'-メチレンジアニリン	
メラミン	
リン酸	
ジブチルアミン	
ピロメリット酸	無水ピロメリット酸を含む。

	tert-ブチル安息香酸	
	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパ シンのトリス（2-アミノメチルエチル）エーテル	

エステル結合を主とする重合体

次の「酸類（１種以上）」又は「アルコール類（１種以上）」及び「酸類（１種以上）」のエステル結合による重合体。この重合体は、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの（材質区分２及び４に該当するものを除く。）は材質区分１、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの（材質区分２及び４に該当するものを除く。）は材質区分３とする。

名称		使用制限等
必須モノマー		次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50mol%以上であること。
酸類		
	アジピン酸	メチルエステルを含む。
	アゼライン酸	
	イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
	イタコン酸	
	カプロラクトン	
	グリコール酸	
	コハク酸	無水コハク酸及びメチルエステルを含む。
	三量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	１，４－シクロヘキサンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
	水素化処理されたヒマシ油	第２表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	５－スルホイソフタル酸	ナトリウム及びリチウムの塩並びにそれらの複塩並びにメチルエステルを含む。
	セバシン酸	メチルエステルを含む。
	テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
	トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
	２，６－ナフタレンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
	乳酸	使用温度が40℃を超える単独重合体に限り、D－乳酸含有率は６％以下であること。ただし、66℃以下で2時間以内又は100℃以下で30分間以内で使用するものについては、この限りでない。
	二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	バレロラクトン	
	２，２－ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸	
	４－ヒドロキシ安息香酸	
	３－ヒドロキシオクタン酸	３－ヒドロキシオクタン酸、３－ヒドロキシ吉草酸、３－ヒドロキシデカン酸及び３－ヒドロキシヘキサン酸の合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
	３－ヒドロキシ吉草酸	３－ヒドロキシオクタン酸、３－ヒドロキシ吉草酸、３－ヒドロキシデカン酸及び３－ヒドロキシヘキサン酸の合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
	12－ヒドロキシステアリン酸	
	３－ヒドロキシデカン酸	３－ヒドロキシオクタン酸、３－ヒドロキシ吉草酸、３－ヒドロキシデカン酸及び３－ヒドロキシヘキサン酸の合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
	６－ヒドロキシ－２－ナフトエ酸	４－ヒドロキシ安息香酸及び６－ヒドロキシ－２－ナフトエ酸の合計は重合体の構成成分に対して55mol%以上であること。
	３－ヒドロキシヘキサン酸	重合体の構成成分に対して20mol%以下であること。
	３－ヒドロキシ酪酸	
	フタル酸	無水フタル酸を含む。
	２，５－フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。

アルコール類	エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
	グリセロール	
	1， 4－シクロヘキサンジメタノール	
	ステアリン酸及びペンタエリスリトールからなるエステル	ペンタエリスリトールは二量体を含む。
	スピログリコール	
	2， 2， 4， 4－テトラメチル－ 1， 3－シクロブタンジオール	アルコール成分に対して40mol%以下であること。
	トリシクロデカンジメタノール	
	トリメチロールエタン	
	トリメチロールプロパン	
	ネオペンチルグリコール	
	ビスフェノールA	
	ビスフェノールAのビス（2－ヒドロキシエチル）エーテル	
	ヒドロキノン	
	4， 4’－ビフェノール	
	1， 2－ブタンジオール	
	1， 3－ブタンジオール	
	1， 4－ブタンジオール	・テトラヒドロフランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
	1， 3－プロパンジオール	
	プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2－メチルオキシランを含む。
	1， 6－ヘキサンジオール	
	ペンタエリスリトール	二量体を含む。
	2－メチル－ 1， 3－プロパンジオール	
	オレイン酸及びペンタエリスリトールからなるエステル	ペンタエリスリトールは二量体を含む。
	3－メチル－ 1， 5－ペンタンジオール	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アクリル酸 2－エチルヘキシル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	アジリジン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	N－（3－アミノプロピル）－イミダゾール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	アルキルアルコール	炭素数が8以上のものに限る。
	安息香酸	
	イソソルビド	
	イソホロンジイソシアネート	
	2－エチル－ 2－ブチル－ 1， 3－プロパンジオール	
	エチレングリコールのモノアリルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	エチレンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	4， 4’－[オキシビス（メチレン）]ビス（シクロヘキサノメタノール）	
	グリシジル（2－メチルフェニル）エーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	グルタル酸ジメチル	
	酢酸	無水酢酸を含む。
	2－（ジエチルアミノ）エタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	2， 4－ジエチル－ 1， 5－ペンタンジオール	
	ジエチレントリアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	無水 1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸を含む。

	9, 10-ジヒドロ-10- (2, 3-ジカルボキシプロピル) -9-オキサ-10-ホスファフェナントレン-10-オキシド	
	2- (ジブチルアミノ) エタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	脂肪酸	炭素数が8以上のものに限る。
	2- (ジメチルアミノ) エタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	水素化処理されたヤシ油脂肪酸	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	スチレン	
	1, 10-デカンジカルボン酸	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	トルエンジイソシアネート	
	二量化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
	4, 4-ビス (4-ヒドロキシフェニル) 吉草酸	
	2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) 酪酸	
	4-ヒドロキシアセトアニリド	テレフタル酸、4-ヒドロキシアセトアニリド及び4, 4'-ビフェノールの合計は重合体の構成成分に対して25mol%以下であること。
	3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸 3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	
	4- (ヒドロキシメチル) -シクロヘキサンカルボン酸 [4- (ヒドロキシメチル) シクロヘキシル] メチル	
	ピペラジン	
	2-フェノキシエタノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	ブタノール	
	フマル酸	
	プロボキシル化処理されたビスフェノールA	
	ヘキサメチレンジイソシアネート	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	1, 5-ペンタンジオール	
	マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
	メタノール	
	ラウロラクタム	
	リン酸	・重合体及びマグネシウム塩を含む。 ・第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	物理的再生処理	エチレングリコール及びテレフタル酸の合計が重合体の構成成分に対して50mol%以上の重合体への処理に限る。
	末端4-tert-ブチルフェニル化処理	イソフタル酸（塩化物及びメチルエステルを含む。）、テレフタル酸（塩化物及びメチルエステルを含む。）及びビスフェノールAからなる重合体への処理に限る。

アルケン類を主なモノマーとする重合体

次の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称	使用制限等
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アルケン	
シクロオクテン	
シクロペンテン	
2－ノルボルネン	
任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること（ただし、分子量1000以上のエチレングリコール重合体部分を除く。）。
アクリル酸	亜鉛、アンモニウム、カリウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
アクリル酸イソブチル	
アクリル酸エチル	
アクリル酸2－エチルヘキシル	
アクリル酸ブチル	
アクリル酸メチル	
12－アミノラウリン酸	重合体に分子量1000以上のエチレングリコール重合体部分を有する場合には、必須モノマーに係る使用制限等の記載に関わらず、必須モノマーの合計は当該エチレングリコール重合体部分を除く重合体の構成成分に対して50%以上であること。
一酸化炭素	
5－エチリデン－2－ノルボルネン	
エチレングリコール	・ オキシランを含む。 ・ 分子量1000以上の重合体を含む。
共役ジエン炭化水素	炭素数が5のものに限る。
共役ジエン炭化水素の二量体	炭化水素は炭素数が5のものに限る。
酢酸ビニル	
2－（ジメチルアミノ）エタノール	
スチレン	
テトラシクロドデセン	
N，N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－アルキルアミン	アルキルの炭素数が8から18までのものに限る。
1，3－ブタジエン	
1，4－ブタンジオール及びメタクリル酸からなるジエステル	
芳香族炭化水素	炭素数が9以上のものに限る。
マレイン酸	アンモニウム、カリウム及びナトリウムの塩並びにそれらの複塩並びに無水マレイン酸を含む。
マレイン酸モノエチル	
メタクリル酸	亜鉛、アンモニウム、カリウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
メタクリル酸グリシジル	
メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	
メタクリル酸ブチル	
メタクリル酸メチル	
メタクリル酸ラウリル	
メチルフェノール	

任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	イミド化处理	
	塩素化处理	塩素は重合体の構成成分に対して65%以下であること。
	加水分解処理	
	酸化処理	・エチレン及びプロピレンからなる重合体並びにエチレン単独重合体への処理に限る。 ・酸化処理後に、カリウム塩とする場合を含む。
	水素化处理	

共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体

次の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	共役ジエン炭化水素	炭素数が5のものに限る。
	共役ジエン炭化水素の二量体	炭化水素は炭素数が5のものに限る。
	1, 3-ブタジエン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アクリル酸	
	アクリル酸エチル	
	アクリロニトリル	
	アルケン	
	エピクロルヒドリン	
	シクロオクテン	
	シクロペンテン	
	スチレン	
	2-ノルボルネン	
	ビスフェノールA	
	フェノール	
	1, 3-ブタンジオール及びメタクリル酸からなるジエステル	
	フマル酸	
	芳香族炭化水素	・重合体の構成成分に対して5%までを必須モノマーとみなすことができる。 ・重合体の構成成分に対して50%以下であること。 ・炭素数が9以上のものに限る。
	マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
	メタクリル酸	
	メタクリル酸メチル	
	メタクリロニトリル	
	β -メチルエピクロルヒドリン	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	エポキシ化処理	1, 3-ブタジエン単独重合体への末端処理に限る。
	塩素化処理	
	カルボキシル化処理	アクリロニトリル及び1, 3-ブタジエンからなる重合体並びに1, 3-ブタジエン単独重合体への末端処理に限る。
	環化処理	イソプレン単独重合体への処理に限る。
	水素化処理	
	ヒドロキシル化処理	

芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体

以下の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が10%以上のものは材質区分3、それ以外のものは材質区分2とする。

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	キシレン	
	スチレン	
	芳香族炭化水素	炭素数が9以上のものに限る。
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アクリルアミド	
	アクリル酸	アンモニウム、カリウム及びナトリウムの塩を含む。
	アクリル酸エチル	
	アクリル酸2-エチルヘキシル	
	アクリル酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	
	アクリル酸ブチル	
	アクリロニトリル	
	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	アルケン	
	アンモニア	水酸化アンモニウムを含む。
	エタノール	
	エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
	エチレングリコールのモノメチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
	エトキシ処理されたアリルアルキルグリセリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が10から14までのものに限る。
	エトキシ処理された飽和脂肪族二価アルコールのアリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	脂肪族二価アルコールは炭素数が12から14までのものに限る。
	共役ジエン炭化水素	炭素数が5のものに限る。
	共役ジエン炭化水素の二量体	炭化水素は炭素数が5のものに限る。
	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
	ジエチレングリコールのモノエチルエーテル	
	シクロオクテン	
	シクロペンテン	
	2-(ジメチルアミノ)エタノール	
	スルホコハク酸アルキルアルケニルのナトリウム塩	・アルキルの炭素数が8から20までのものに限る。 ・アルケニルの炭素数が3及び4のものに限る。
	2-ノルボルネン	
	N-ヒドロキシメチルアクリルアミド	
	N-フェニルマレイミド	
	1,3-ブタジエン	
	2-ブトキシエタノール	
	2-プロパノール	
	ベンゾフラン	
	マレイン酸	アンモニウム、カリウム及びナトリウムの塩並びにそれらの複塩並びに無水マレイン酸を含む。
	メタクリル酸	アンモニウム塩を含む。

	メタクリル酸アリル	
	メタクリル酸イソブチル	
	メタクリル酸グリシジル	
	メタクリル酸ブチル	
	メタクリル酸メチル	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	イミド化処理	スチレン及び無水マレイン酸からなる重合体への処理に限る。
	水素化処理	
	物理的再生処理	重合体の構成成分に対して、スチレンが50%以上の重合体への処理に限る。

アクリル酸類を主なモノマーとする重合体

次の「必須モノマー（1種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称	使用制限等
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アクリルアミド	
アクリル酸	亜鉛、アンモニウム、カリウム及びナトリウムの塩を含む。
アクリル酸イソブチル	
アクリル酸エチル	
アクリル酸2-エチルヘキシル	
アクリル酸及びトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アクリル酸オレイル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アクリル酸ステアシル	
アクリル酸のステアシルアミン塩	
アクリル酸のトリエチルアミン塩	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アクリル酸パルミトレイル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アクリル酸ブチル	
アクリル酸tert-ブチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
アクリル酸メチル	
アクリル酸ラウリル	
アクリロニトリル	
イソブチルビニルエーテル	
エチルビニルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	
酢酸ビニル	
ステアシルビニルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
トリメチロールプロパン及びメタクリル酸からなるトリエステル	
二量化処理されたヒマワリ油脂肪酸	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
パルミチルビニルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
N-ビニルーピロリドン	
ビニルメチルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ビニラウリルエーテル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
N-フェニルーマレイミド	
1,3-ブタンジオール及びメタクリル酸からなるジエステル	
N-ブトキシメチルーアクリルアミド	
飽和脂肪酸のビニルエステル	- 脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 - 脂肪酸は直鎖でないものに限る。

	マレイン酸	カリウム及びナトリウムの塩並びにそれらの複塩並びに無水マレイン酸を含む。
	マレイン酸イソプロピル	
	マレイン酸ジアリル	
	マレイン酸 2- (1-メチルエトキシ) エチル メタクリルアミド	
	メタクリル酸	亜鉛、アンモニウム、カリウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
	メタクリル酸アリル	
	メタクリル酸アルキル	アルキルの炭素数が10及び12から20までのものに限る。ただし、アルキルの炭素数が10の場合は、直鎖でないものに限る。
	メタクリル酸イソブチル	
	メタクリル酸エチル	
	メタクリル酸 2-エチルヘキシル	
	メタクリル酸 2- [2- (2-エトキシエトキシ) エトキシ] エチル	
	メタクリル酸グリシジル	
	メタクリル酸シクロヘキシル	
	メタクリル酸 2- (ジメチルアミノ) エチル	
	メタクリル酸 3- [トリス (トリメチルシリルオキシ) シリル] プロピル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	メタクリル酸N, N, N-トリメチルアンモニオエチルの塩化物	
	メタクリル酸ブチル	
	メタクリル酸ベンジル	
	メタクリル酸メチル	
	メタクリロニトリル	
	メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること（ただし、分子量1000以上のエチレングリコール重合体部分を除く。）。
	アクリル酸 2- (2-エトキシエトキシ) エチル	
	アクリル酸及び1, 4-ブタンジオールからなるジエステル	
	アクリル酸及びプロピレングリコールからなるエステル	
	アクリル酸及び1, 6-ヘキサジオールからなるジエステル	
	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	
	アクリル酸 2-フェノキシエチル	
	アジピン酸ジヒドРАЗド	
	アジリジン	塩酸塩を含む。
	亜硫酸のナトリウム塩	
	アルキルアルコール	炭素数が12から18までのものに限る。
	アルキルアルコール及びエトキシ化処理されたアリルグリセリルエーテルからなるエーテル	・アリルグリセリルエーテルはアリルグリシジルエーテルを含む。 ・アルキルアルコールは炭素数が10から14までのものに限る。
	イタコン酸	
	イミダゾール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	エチルスチレン	
	2-エチルヘキサペルオキシ酸tert-ブチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。

エチルメチルケトンオキシム	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
エチレン	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
エトキシシ化处理されたアリルアルキルグリセリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が10から14までのものに限る。
エトキシシ化处理された4-ノニル-2-(1-プロペニル)フェノール及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	エチレンオキシドの付加数は4以上のものに限る。
エトキシシ化处理された飽和脂肪族二価アルコールのアリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	飽和脂肪族二価アルコールは炭素数が12から14までのものに限る。
塩化ベンジル	
カプロラクトン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
クロトン酸	
(3-クロロ-2-ヒドロキシプロピル)トリメチルアンモニウムの塩化物	
酢酸	
ジアリルアミン	塩酸塩を含む。
ジエチレングリコールのモノエチルエーテル	
ジビニルベンゼン	
脂肪族アルコール及びマレイン酸からなるエステル	脂肪族アルコールは炭素数が1から8までのものに限る。
N-(1,1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミド	
N,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
スチレン	
スルホコハク酸アルキルアルケニルのナトリウム塩	・アルキルの炭素数が8から20までのものに限る。 ・アルケニルの炭素数が3及び4のものに限る。
チオグリコール酸アルキル	アルキルの炭素数が8のものに限る。
1-テトラデセン	
ドデカンチオール	
1-ドデセン	
3,5,5-トリメチルヘキサノールオキシ酸 tert-ブチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
トリメチルペンテン	
トール油脂肪酸	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-オレイルアミン	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
N-ヒドロキシメチル-アクリルアミド	
ビニルアルコール	
N-ビニル-イミダゾール	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
ビニルスルホン酸のナトリウム塩	
1,3-ブタジエン	
フタル酸ジアリル	
1,2-ブタンジオール	
フマル酸ジブチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。

	プロピレン	
	プロピレングリコール	2－メチルオキシランを含む。
	プロピレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	
	メタクリル酸2－（アセトアセトキシ）エチル	
	メタクリル酸2－イソシアナトエチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	メタクリル酸イソボルニル	
	メタクリル酸2－（2－オキソ－1－イミダゾリジニル）エチル	
	メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	
	メタクリル酸tert－ブチル	
	メタクリル酸2－〔3－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェニル〕エチル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	メタノール	
	α－メチルスチレン	
	モノクロロ酢酸のナトリウム塩	
任意の化学処理	重合体への処理に限る。	
	熱架橋処理	N－ビニル－ピロリドン単独重合体への処理に限る。
	放射線架橋処理	N－ビニル－ピロリドン単独重合体への処理に限る。
	メチル化処理	

アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は2－エチル－2－オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）

次の「アミン類（1種以上）」又は「アミン類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のアミド結合による重合体（アジリジン又は2－エチル－2－オキサゾリンの単独重合体を含む。）。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アミン類	
アジリジン	
11－アミノウンデカン酸	
N－（2－アミノエチル）－1，3－プロパンジアミン	
3－アミノプロピル処理されたエチレングリコール	・3－アミノプロピル処理されたエチレングリコールの使用量は、重合体の構成成分に対して10%以下であること。 ・エチレングリコールは重合体を含む。
2－アミノプロピル処理されたプロピレングリコール	プロピレングリコールは重合体を含む。
12－アミノラウリン酸	
イソホロンジアミン	
2－エチル－2－オキサゾリン	単独重合体に限る。
エチレンジアミン	
エトキシル化及びブトキシル化のうち又は複数の処理がされた12－アミノラウリン酸	
カプロラクタム	
キシレンジアミン	
1，3－ジアミノ－4，6－ジヒドロキシベンゼンの塩酸塩	
3，4'－ジアミノジフェニルエーテル	
ジエチレントリアミン	
水素化及び二量処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
1，10－デカンジアミン	
トリエチレンテトラミン	
二量処理された不飽和脂肪族アミン	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
1，9－ノナンジアミン	
N，N'－ビス（3－アミノプロピル）－エチレンジアミン	
ピペラジン	
1，3－フェニレンジアミン	
1，4－フェニレンジアミン	
1，4－ブタンジアミン	
ヘキサメチレンジアミン	
2－メチル－1，8－オクタンジアミン	
4，4'－メチレンビス（シクロヘキシルアミン）	
4，4'－メチレンビス（2－メチルシクロヘキシルアミン）	
ラウロラクタム	
酸類	
アジピン酸	
アゼライン酸	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
カプロラクトン	
三量処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
セバシン酸	
1，10－デカンジカルボン酸	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
トリメシン酸の塩化物	
二量処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。

	バレロラクトン	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること（ただし、分子量1000以上のエチレングリコール又は1，4－ブタンジオール重合体部分を除く。）。
	アクリル酸グリシジル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	安息香酸	
	エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
	エビクロルヒドリン	
	ギ酸	
	グリシジルアルコール	
	1－クロロブタン	
	ステアリン酸	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	トリメチロールプロパン	
	尿素	
	12－ヒドロキシステアリン酸	
	1，4－ブタンジオール	・テトラヒドロフランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
	プロピオン酸	
	ヘキサメチレンジイソシアネート	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
	ラウリン酸	

グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース

以下の「必須モノマー」からなる重合体又は化学修飾処理されたセルロース。この重合体又は化学修飾処理されたセルロースでは、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができ

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	α-D-グルコース	(1→3) 結合に限る。
	セルロース	任意の化学処理を行う場合に限る。
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること（ただし、分子量1000以上のエチレングリコール又はプロピレングリコール重合体部分を除く。）。
	1, 2-エタンジオン	
	エチレングリコール	・ オキシランを含む。 ・ 分子量1000以上の重合体を含む。
	酢酸	
	N, N, N-トリメチル-グリシジルアンモニウムの塩化物	
	プロピオン酸	
	プロピレングリコール	・ 分子量1000以上の重合体を含む。 ・ 2-メチルオキシランを含む。
	酪酸	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	エチル化処理	
	カルボキシメチル化処理	カルボキシメチル化処理後に、ナトリウム塩とする場合を含む。
	ニトロ化処理	
	メチル化処理	
	ヒドロキシエチル化処理	
	ヒドロキシプロピル化処理	

酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物

次の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体の加水分解物。この重合体の加水分解物では、「必須モノマー」に「任意の物質」を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		
	酢酸ビニル	
	ビニルアルコール	
任意の物質		任意の物質の合計は重合体の構成成分に対して50%未満であること。任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること（ただし、分子量1000以上のプロピレングリコール重合体部分を除く。）。
	アクリル酸	
	アセトアルデヒド	
	イタコン酸	
	エチレン	
	酢酸及び２－メチレン－１，３－プロパンジオールからなるジエステル	
	３，４－ジアセトキシ－１－ブテン	３，４－ジアセトキシ－１－ブテンの使用量は、重合体の構成成分に対して８mol％以下であること。
	４－ジアゾジフェニルアミン	
	N，N－ジエチル－グリシン	
	N－（１，１－ジメチル－３－オキソブチル）－アクリルアミド	N－（１，１－ジメチル－３－オキソブチル）－アクリルアミドの使用量は、重合体の構成成分に対して８mol％以下であること。
	ステアリルイソシアネート	
	N－ヒドロキシメチル－アクリルアミド	
	ビニルトリメトキシシラン	
	N－ビニル－ピロリドン	
	N－ビニル－ホルムアミド	
	ブチルアルデヒド	
	プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・２－メチルオキシランを含む。
	ホルムアルデヒド	
	無水マレイン酸	
	２－メチレン－１，３－プロパンジオール	
必須の化学処理		重合体への処理に限る。
	加水分解処理	加水分解処理後に、ナトリウム塩とする場合を含む。

塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体

以下の「必須モノマー（１種以上）」からなる重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。

名称		使用制限等
必須モノマー		必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
	塩化ビニリデン	
	塩化ビニル	
任意の物質		任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
	アクリル酸	
	アクリル酸エチル	
	アクリル酸及びプロピレングリコールからなるエステル	
	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
	アクリル酸ブチル	
	アクリル酸メチル	
	アクリロニトリル	
	イソブチルビニルエーテル	
	イタコン酸	
	エチレン	
	酢酸ビニル	
	フマル酸	
	メタクリル酸	
	メタクリル酸メチル	
	メタクリロニトリル	
	ラウリン酸ビニル	
任意の化学処理		重合体への処理に限る。
	塩素化処理	・ 塩化ビニル単独重合体への処理に限る。 ・ 塩素は重合体の構成成分に対して69%以下であること。
	加水分解処理	塩化ビニル及び酢酸ビニルからなる重合体への処理に限る。

被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体

次の物質（１種以上）からなる重合体。この重合体では、「有機化合物」及び「天然成分、無機物又はそれらの誘導体」に「任意の化学処理」を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（重合度４以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

名称		使用制限等
有機化合物	炭化水素	
	アルケン	
	キシレン	
	共役ジエン炭化水素	炭素数が５のものに限る。
	共役ジエン炭化水素の二量体	炭化水素は炭素数が５のものに限る。
	スチレン	
	非芳香族不飽和炭化水素	炭素数が９のものに限る。
	１，３－ブタジエン	
	芳香族炭化水素	炭素数が９以上のものに限る。
	有機ケイ素化合物	
	アクリル酸３－（トリメトキシシリル）プロピル	
	３－（２－アミノエチルアミノ）プロピルジメトキシメチルシラン	
	３－アミノプロピルトリエトキシシラン	
	３－アミノプロピルトリメトキシシラン	
	３－イソシアナトプロピルトリエトキシシラン	
	イソシアヌル酸トリス〔３－（トリメトキシシリル）プロピル〕	
	エチルシラントリオール及び酢酸からなるトリエステル	
	２－（３，４－エポキシシクロヘキシル）エチルトリメトキシシラン	
	グリシジル〔３－（トリエトキシシリル）プロピル〕エーテル	
	グリシジル〔３－（トリメトキシシリル）プロピル〕エーテル	
	クロロトリメチルシラン	
	クロロビニルジメチルシラン	
	酢酸及びメチルシラントリオールからなるトリエステル	
	ジエトキシジフェニルシラン	
	ジエトキシジメチルシラン	
	ジクロロジフェニルシラン	
	ジクロロジメチルシラン	
	ジクロロビニルメチルシラン	
	ジクロロメチルシラン	
	ジフェニルジメトキシシラン	
	ジメチルクロロシラン	
	ジメチルジメトキシシラン	
	N－〔３－（トリエトキシシリル）プロピル〕－エチレンジアミン	
	トリエトキシビニルシラン	
	トリエトキシフェニルシラン	
	トリエトキシメチルシラン	
	トリクロロフェニルシラン	
	トリクロロメチルシラン	
	トリス（２－メトキシエトキシ）ビニルシラン	
	N－〔３－（トリメトキシシリル）プロピル〕－アニリン	
	３－（トリメトキシシリル）プロピルイソシアネート	
	N－〔３－（トリメトキシシリル）プロピル〕－エチレンジアミン	

	ビス [3- (トリエトキシシリル) プロピル] アミン	
	N, N-ビス [3- (トリメトキシシリル) プロピル] -エチレンジアミン	
	N, N'-ビス [3- (トリメトキシシリル) プロピル] -エチレンジアミン	
	ビニルトリメトキシシラン	
	N-β- (N-ビニルベンジルアミノ) エチル-γ-アミノプロピルトリメトキシシランの塩酸塩	
	フェニルトリメトキシシラン	
	ヘキサメチルジシロキサン	
	メタクリル酸 3- (ジメトキシメチルシリル) プロピル	
	メタクリル酸 3- (トリエトキシシリル) プロピル	
	メタクリル酸 3- (トリメトキシシリル) プロピル	
	メチルトリメトキシシラン	
有機スズ又は有機硫黄化合物	アクリル酸 3-スルホプロピルのカリウム塩	
	N- (2-アミノエチル) -2-アミノエタンスルホン酸のナトリウム塩	
	アリルスルホン酸のナトリウム塩	
	アルキルチオール	炭素数が12のものに限る。
	エチレングリコール及びビスフェノールSからなるジエーテル	
	4, 4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン	
	4-スチレンスルホン酸のナトリウム塩	
	5-スルホイソフタル酸のナトリウム塩	メチルエステルを含む。
	スルホコハク酸アルキルアリのルのナトリウム塩	
	チオグリセロール	
	3-トリメトキシシリル-1-プロパンチオール	
	トルエンスルホン酸アミド	
	ナフタレンスルホン酸のナトリウム塩	
	2-ヒドロキシエチルビニルスルフィド	
	ビニルスルホン酸のナトリウム塩	
	2-プロパノール及びラウリルベンゼンスルホン酸のチタン塩	
	N- (N-ベンジル-α-アミノメチル) -チオ尿素	
	モノブチルスズオキシド	
有機窒素化合物	アクリルアミド	
	アクリル酸 2-イソシアナトエチル	
	アクリル酸及び2-イソシアナト-2-メチル-1, 3-プロパンジオールからなるジエステル	
	N-アクリロイル-モルホリン	
	アクリロニトリル	
	アジピン酸ジヒドラジド	
	3-アジリジノプロピオン酸及びトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
	アジリジン	
	アセトグアナミン	
	アニリン	
	11-アミノウンデカン酸	
	N- (2-アミノエチル) -2-アミノエタノール	
	N- (2-アミノエチル) -β-アラニンのナトリウム塩	
	N- (2-アミノエチル) -ピペラジン	
	N- (2-アミノエチル) -1, 3-プロパンジアミン	
	2-アミノエチルベンゼン	

2-アミノプロパノール	
1-アミノ-2-プロパノール	
3-アミノプロピル処理されたエチレングリコール	エチレングリコールは重合体を含む。
2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	
アルキルアミン	・炭素数が14から18までのものに限る。 ・直鎖のものに限る。
イソシアヌル酸トリグリシジル	
イソシアヌル酸トリス（2-ヒドロキシエチル）	
N-（イソブトキシメチル）-アクリルアミド	
2-イソプロペニル-2-オキサゾリン	
3-イソプロペニル- α ， α -ジメチルベンジルイソシアネート	
イソホロンジアミン	
イソホロンジイソシアネート	
イミダゾール	
エタノールアミン	
N-エチル-プロピルアミン	
2-エチルヘキシルアミン	
2-エチル-4-メチルイミダゾール	
エチルメチルケトンオキシム	
エチレングリコールの2-アミノエチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレンジアミン	
2-エトキシエチルアミン	
3-エトキシプロピルアミン	
エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-アミノプロパノールのメチルエーテル	
エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-ヒドロキシプロピルアミン	
エトキシル化処理されたアルキルアルコール及びメタクリル酸からなるエステル	アルキルアルコールは炭素数が12から18までのものに限る。
オクチルアミン	
N-オレイル-1，3-ジアミノプロパン	
カプロラクタム	
キシレンジアミン	
キシレンジイソシアネート	
コハク酸ジヒドラジド	
シアヌル酸トリアリル	
2-シアノアクリル酸イソブチル	
2-シアノアクリル酸イソプロピル	
2-シアノアクリル酸エチル	
2-シアノアクリル酸2-エトキシエチル	
2-シアノアクリル酸メチル	
2-シアノアクリル酸2-メトキシエチル	
N-シアノ-グアニジン	
2，4-ジアミノ-6-〔2-（2-ウンデシルイミダゾリル）エチル〕-1，3，5-トリアジン	
ジアミノトルエン	
ジイソプロピルアミン	
ジエタノールアミン	
ジエチルアミン	
N，N-ジエチル-アルキルジアミン	アルキルの炭素数が2から6までのものに限る。
N，N-ジエチル-イソプロパノールアミン	
ジエチレントリアミン	
1，4-シクロヘキサレンジアミン	
3-（シクロヘキシルアミノ）プロパンスルホン酸	
シクロヘキシルアミン	
シクロヘキシルイソシアネート	

4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	
ジフェニルアミン	
ジブチルアミン	
ジプロピルアミン	
2-(ジメチルアミノ)エタノール	
N, N-ジメチル-N'-(3-アミノプロピル)-1, 3-プロパンジアミン	
2-(ジメチルアミノ)-2-メチル-1-プロパノール	
ジメチルアミン	
N, N-ジメチル-アルキルジアミン	アルキルの炭素数が2から6までのものに限る。
N-(1, 1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミド	
ジメチルシクロヘキサン- ω , ω' -ジイソシアネート	
N, N-ジメチル-シクロヘキシルアミン	
ジメチルノルボルナン- ω , ω' -ジイソシアネート	
3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート	
3, 5-ジメチルピラゾール	
ステアリルイソシアネート	
テトラエチレンペンタミン	
N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-アジピン酸アミド	
N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)-エチレンジアミン	
N, N, N', N'-テトラグリシジル-1, 3-キシレンジアミン	
N, N, N', N'-テトラグリシジル-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
N, N, N', N'-テトラ[(2-ヒドロキシ-3-フェノキシ)プロピル]-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
N, N, N', N'-テトラ[(2-ヒドロキシ-3-ブトキシ)プロピル]-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
N, N, N', N'-テトラ[(2-ヒドロキシ-3-メタクリロキシ)プロピル]-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
α , α , α' , α' -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネート	
N, N, N', N'-テトラメチル-グアニジン	
トリイソプロパノールアミン	
トリエタノールアミン	
トリエチルアミン	
トリエチレンテトラミン	
2, 4, 6-トリス[(ジメチルアミノ)メチル]フェノール	
トリメチルアミン	
トリメチルヘキサメチレンジアミン	2, 2, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミン及び2, 4, 4-トリメチル-ヘキサメチレンジアミンに限る。
トルエンジイソシアネート	
N, N'-ビス(3-アミノプロピル)-エチレンジアミン	
N, N-ビス(3-アミノプロピル)-メチルアミン	
1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	
ビス(アミノメチル)ノルボルナン	

ビス（４－アルキルフェニル）アミン	アルキルはオクチル及び２，４，４－トリメチルペンチルに限る。
１，３－ビス（２－オキサゾリニル）ベンゼン	
ビス〔（ジメチルアミノ）メチル〕フェノール	
N，N－ビス（２－ヒドロキシプロピル）－アニリン	
ビス（２－ヒドロキシプロピル）アミン	
ビス（２－メトキシエチル）アミン	
ヒドラジン	
N－ヒドロキシ－ジエチルアミン	
N－ヒドロキシメチル－アクリルアミド	
N－ヒドロキシ－N－メチル－エタノールアミン	
N－ヒドロキシメチル－メタクリルアミド	
N－ビニル－イミダゾール	
N－ビニル－カプロラクタム	
N－ビニル－ピロリドン	
ピペラジン	
フェニルイソシアネート	
２－フェニルイミダゾール	
フェニレンジアミン	１，３－フェニレンジアミン及び１，４－フェニレンジアミンに限る。
ブチルアミン	sec－ブチルアミン及びtert－ブチルアミンを含む。
N－ブトキシメチル－アクリルアミド	
１，２－プロパンジアミン	
プロピルアミン	２－プロピルアミンを含む。
プロピレングリコールの２－アミノエチルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリス（２－アミノメチルエチル）エーテル	
ヘキサメチレンジアミン	
ヘキサメチレンジイソシアネート	三量体を含む。
ヘキサメチレンテトラミン	
ヘキシルアミン	
ベンジルアミン	
ベンゾグアナミン	
ペンタエチレンヘキサミン	
ペンタメチレンジイソシアネート	
ホルムグアナミン	
メタクリルアミド	
N－（２－メタクリルアミドエチル）－イミダゾリジノン	
N－〔（２－メタクリルオキシアセトアミド）エチル〕－イミダゾリジノン	
メタクリル酸２－アミノエチルの塩酸塩	
メタクリル酸２－イソシアナトエチル	
メタクリル酸２－（２－オクソ－１－イミダゾリジニル）エチル	
メタクリル酸N－カルボキシメチル－N，N－ジメチルアンモニオエチル	
メタクリル酸２－（N，N－ジエチルアミノ）エチル	
メタクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	
メタクリル酸２－〔（３，５－ジメチル－１H－ピラゾリル）カルボニルアミノ〕エチル	

	メタクリル酸N，N，N-トリメチルアンモニオエチルの塩化物	
	メタクリル酸2-（N-tert-ブチルアミノ）エチル	
	メタクリル酸2-〔3-（2H-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4-ヒドロキシフェニル〕エチル	
	メタクリロニトリル	
	2-メチルアジリジン	
	N-メチル-3-アミノプロパノール	
	2-メチルイミダゾール	
	N-メチル-ジエタノールアミン	
	N-メチル-シクロヘキシルアミン	
	2-メチル-1，5-ペンタンジアミン	
	メチレン架橋されたフェニルイソシアネート	
	4，4'-メチレンジアニリン	
	N，N'-メチレン-ビス（アクリルアミド）	
	4，4'-メチレンビス（シクロヘキシルアミン）	
	2-メトキシエチルアミン	
	3-メトキシプロピルアミン	
	メラミン	
	モルホリン	
	ラウロラクタム	
有機ハロゲン化合物		
	エビクロロヒドリン	
	塩化ビニリデン	重合体の構成成分に対して50%以上である場合は、材質区分4とする。
	塩化ビニル	重合体の構成成分に対して50%以上である場合は、材質区分4とする。
	クロロトリフルオロエチレン	
	（3-クロロ-2-ヒドロキシプロピル）トリメチルアンモニウム	
	1-クロロブタン	
	クロロブレン	
	クロロマレイン酸	
	4，4'-ジクロロジフェニルスルホン	
	メタクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8-トリデカフルオロオクチル	
	モノクロロ酢酸	ナトリウム塩を含む。
上記以外の化合物		
	アクリル酸	アンモニウム塩を含む。
	アクリル酸アルキル	アルキルの炭素数が1から13まで及び18のものに限る。
	アクリル酸イソボルニル	
	アクリル酸2-（2-エトキシエトキシ）エチル	
	アクリル酸及び5-エチル-5-ヒドロキシメチル-1，3-ジオキサンからなるエステル	
	アクリル酸及びエチレングリコールからなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
	アクリル酸及びエトキシル化処理されたトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
	アクリル酸及びエトキシル化処理されたビスフェノールAからなるジエステル	
	アクリル酸及びエトキシル化処理された1，6-ヘキサンジオールからなるジエステル	

アクリル酸及びエトキシ化処理されたメタノールからなるエステル	
アクリル酸及びジエチレングリコールのモノフェニルエーテルからなるエステル	
アクリル酸及びジトリメチロールプロパンからなるテトラエステル	
アクリル酸及びトリシクロデカンジメタノールからなるジエステル	
アクリル酸及びトリメチロールプロパンのアリルエーテルからなるジエステル	
アクリル酸及びトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アクリル酸及びネオペンチルグリコールからなるジエステル	
アクリル酸及び1, 9-ノナンジオールからなるジエステル	
アクリル酸及び1, 4-ブタンジオールからなるジエステル	
アクリル酸及びプロピレングリコールからなるエステル	プロピレングリコールは重合体を含む。
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールからなるエステル	
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンからなるトリエステル	
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたネオペンチルグリコールからなるジエステル	
アクリル酸及びプロポキシ化処理されたメタノールからなるエステル	
アクリル酸及び1, 6-ヘキサジオールからなるジエステル	
アクリル酸及びペンタエリスリトールからなるエステル	ペンタエリスリトールは重合体を含む。
アクリル酸及びメタクリル酸からなるグリセリルエステル	
アクリル酸及び3-メチル-1, 5-ペンタンジオールからなるジエステル	
アクリル酸2-カルボキシエチル	
アクリル酸2-(ジシクロペンテニルオキシ)エチル	
アクリル酸テトラヒドロフルフリル	
アクリル酸並びにエトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコールからなるエステル	
アクリル酸2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル	
アクリル酸4-ヒドロキシブチル	
アクリル酸2-フェノキシエチル	
アクリル酸2-メトキシエチル	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アジピン酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールからなるエステル	
アセチルアセトン及び2-プロパノールのチタン塩	
アセチルアセトンのアルミニウム塩	
アセチルアセトンのジルコニウム塩	
アセチルアセトンのチタン塩	
アセト酢酸エチル	カルシウム塩を含む。
アセト酢酸エチル及び2-プロパノールのチタン塩	
アセトフェノン	

アセトン	
アゼライン酸	
4-tert-アミルフェノール	
アリルグリシジルエーテル	
アルキルアルコール	
アルキルアルコール及びエトキシ化処理されたアリルグリセリルエーテルからなるエーテル	・アリルグリセリルエーテルはアリルグリシジルエーテルを含む。 ・アルキルアルコールは炭素数が10から14までのものに限る。 ・アルキルアルコールは直鎖でないものに限る。
アルキル化処理されたフェノール	アルキルの炭素数が1から4までのものに限る。
アルキルフェノール	アルキルの炭素数が9のものに限る。
安息香酸	
イソソルビド	
イソフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
イソフタル酸ジアリル	
イタコン酸	アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム、マグネシウム及びリチウムの塩並びにそれらの複塩を含む。
2-エチルオキシラン	
3-エチル-3-オキセタンメタノール	
エチルビニルエーテル	
2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	
2-エチルヘキサ酸のスズ塩	
2-エチルヘキサ酸のチタン塩	
2-エチル-1, 3-ヘキサジオール	
2-エチル-2-メチル-1, 3-プロパンジオール	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
エチレングリコール及び無水トリメリット酸からなるジエステル	
エチレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのアルキルエーテル	・アルキルの炭素数が10から16までのものに限る。 ・エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのアルキルフェニルエーテル	・アルキルの炭素数が9のものに限る。 ・エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのモノアリルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのモノアリルエーテルのアクリル酸エステル	エチレングリコールは重合体を含む。
エチレングリコールのモノトリシクロデセニルエーテル	
エチレングリコールのモノメチルエーテル	エチレングリコールは重合体を含む。
2-エトキシエタノール	
エトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理がされたグリセロール	グリセロールはグリシジルアルコールを含む。
エトキシ化処理されたビスフェノールA	
エポキシ化処理された脂肪酸のメチルエステル	脂肪酸は炭素数が16から18までのものに限る。ただし、不飽和脂肪酸の場合は炭素数が18のものに限る。
3, 4-エポキシシクロヘキシルカルボン酸(3, 4-エポキシシクロヘキシル)メチル	
1, 2-エポキシ-4-ビニルシクロヘキサン	
3, 4-エポキシ-1-ブテン	
1, 8-オクタジオール	
4-オクチルフェノール	
カテコール	
カプロラクトン	
カルダノール	
ギ酸	
キシリトール	

グリシジルフェニルエーテル	
グリシジル（4-tert-ブチルフェニル）エーテル	
グリセロール	・グリシジルアルコールを含む。 ・重合体を含む。
グリセロール及び脂肪酸からなるエステル	・グリセロールは二量体を含む。 ・脂肪酸は炭素数が14から18までのものに限る。ただし、不飽和脂肪酸の場合は炭素数が18のものに限る。
グリセロールのグリシジルブチルエーテル及びビスフェノールAからなるジエーテル	
グルタルアルデヒド	
グルタル酸ジメチル	
コハク酸	無水コハク酸を含む。
コハク酸ジメチル	
酢酸	アルミニウム塩を含む。
酢酸ビニル	
酢酸メチル	
サリチル酸	
3，4-ジアセトキシ-1-ブテン	
2，2-ジエチルブチルアルデヒド	
2，4-ジエチル-1，5-ペンタンジオール	
ジエチレングリコールのモノエチルエーテル	
ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	
2-ジオキソラノン	
シクロヘキサノール	
シクロヘキサノン	
1，4-シクロヘキサンジオール	
1，2-シクロヘキサンジカルボン酸	無水1，2-シクロヘキサンジカルボン酸を含む。
1，4-シクロヘキサンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
1，4-シクロヘキサンジメタノール	
シクロヘキシルビニルエーテル	
4-シクロヘキシルフェノール	
4，4'-ジヒドロキシ-3，3'，5，5'-テトラメチルジフェニルメタン	
3，4-ジヒドロキシ-1-ブテン	
1，3-ジヒドロキシベンゼン	
ジヒドロキシベンゼンのジグリシジルエーテル	ジヒドロキシベンゼンは1，3-ジヒドロキシベンゼン及び1，4-ジヒドロキシベンゼンに限る。
2，4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタン	
ジビニルブチラール	
ジビニルホルマール	
脂肪酸	炭素数が10以上のものに限る。
脂肪族アルコール及びフマル酸からなるエステル	脂肪族アルコールは炭素数が1から8までのものに限る。
脂肪族アルコール及びマレイン酸からなるエステル	脂肪族アルコールは炭素数が1から8までのものに限る。
4，4'-[2，2-ジメチル-1，3-プロパンジイルビス（オキシメチレン）]ビス（2-ジオキソラノン）	
シュウ酸	
ショ糖	
水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	
水素化、二量化及びメチル化処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ステアリン酸ビニル	
スピログリコール	
セバシン酸	
ソルビトール	
ソルビン酸	
1，10-デカンジカルボン酸	
テトラヒドロフラン	
テトラヒドロフルフリルアルコール	

2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオール	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
テレフタル酸ビス (2-ヒドロキシエチル)	
トリエチレンテトラミン及び不飽和脂肪酸からなるアミド	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
トリシクロデカンジメタノール	
トリシクロデセノール	
トリス (エチルアセト酢酸) アルミニウム	
トリメシン酸	塩化物を含む。
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	
トリメチロールエタン	
トリメチロールプロパン	
トリメチロールプロパン及びメタクリル酸からなるトリエステル	
トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	
トリメリット酸	塩化物及び無水トリメリット酸を含む。
2, 3-ナフタレンジカルボン酸	無水2, 3-ナフタレンジカルボン酸を含む。
2, 6-ナフタレンジカルボン酸	メチルエステルを含む。
乳酸	
乳酸のチタン塩	アンモニウム塩を含む。
二量処理された不飽和脂肪酸	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
ネオペンチルグリコール	
ネオペンチルグリコールのジグリシジルエーテル	
1, 9-ノナンジオール	
5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸モノブチル	
5-ノルボルネン-2, 3-ジメタノール	
パラホルムアルデヒド	
ビス (2-ヒドロキシエトキシ) ベンゼン	1, 3-ビス (2-ヒドロキシエトキシ) ベンゼン及び1, 4-ビス (2-ヒドロキシエトキシ) ベンゼンに限る。
2, 2-ビス (4-ヒドロキシシクロヘキシル) プロパン	
4, 4-ビス (4-ヒドロキシフェニル) 吉草酸	
2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピオン酸	アンモニウム塩を含む。
2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) 酪酸	
ビスフェノールA	
ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	
ビスフェノールB	
ビスフェノールF	
3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸 3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	
12-ヒドロキステアリン酸	
4-ヒドロキシメチル-2-ジオキソラノン	
ヒドロキシメチルフェノールのアリルエーテル	ヒドロキシメチルフェノールはモノヒドロキシメチルフェノール、ジヒドロキシメチルフェノール及びトリヒドロキシメチルフェノールに限る。
ヒドロキノン	
ビニルアルコール	
ビニルブチルエーテル	
ピロメリット酸	無水ピロメリット酸を含む。
4-フェニルフェノール	
4, 4'-[1, 3-フェニレンビス (オキシメチレン)] ビス (2-ジオキソラノン)	
フェノール	
フェノール及びメタノールのチタン塩	
ブタノールのアルミニウム塩	
ブタノールのジルコニウム塩	
ブタノールのチタン塩	
フタル酸	無水フタル酸を含む。

フタル酸ジアリル	
ブタンジオール	
ブタンジオール及びメタクリル酸からなるジエステル	ブタンジオールは1，3－ブタンジオール及び1，4－ブタンジオールに限る。
1，4－ブタンジオールのビニルエーテル	
tert－ブチル安息香酸	
4－tert－ブチルカテコール	
ブチロラクトン	
ブテンジオール	
2－ブトキシエタノール	
フマル酸	
プロパノールのジルコニウム塩	
2－プロパノールのチタン塩	
1，3－プロパンジオール	
プロピオン酸	
プロピレングリコール	・分子量1000以上の重合体を含む。 ・2－メチルオキシランを含む。
プロピレングリコール及びメタクリル酸からなるエステル	プロピレングリコールは重合体を含む。
プロピレングリコールのアリルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
プロピレングリコールのアルキルエーテル	・アルキルの炭素数が10から16までのものに限る。 ・プロピレングリコールは重合体を含む。
プロピレングリコールのメチルエーテル	プロピレングリコールは重合体を含む。
2－プロポキシエタノール	
プロポキシル化処理されたトリメチロールプロパン	
プロポキシル化処理されたビスフェノールA	
1，6－ヘキサジオール	
1，6－ヘキサジオールのジグリシジルエーテル	
ペルオキシ安息香酸4－tert－ブチル	
ベンジルアルコール	
ベンゾフラン	
ペンタエリスリトール	二量体を含む。
1，5－ペンタンジオール	
飽和脂肪酸のグリシジルエステル	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
飽和脂肪酸のビニルエステル	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
ホルムアルデヒド	
マレイン酸	無水マレイン酸を含む。
マレイン酸2－（2－エトキシエトキシ）エチル	
マレイン酸2－（1－メチルエトキシ）エチル	
マレイン酸2－〔2－（2－メトキシエトキシ）エトキシ〕エチル	
マロン酸ジエチル	
マンニトール	
無水5－（2，5－ジオキソテトラヒドロフリル）－3－メチル－3－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸	
無水4－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸	
無水5－ノルボルネン－2，3－ジカルボン酸	
無水3－ヘキサデセニルコハク酸	
無水4－メチル－1，2－シクロヘキサジカルボン酸	
無水メチルシクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸	
メタクリルオキシ酢酸	
メタクリル酸	亜鉛、アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
メタクリル酸2－（アセトアセトキシ）エチル	
メタクリル酸アリル	

	メタクリル酸アルキル	アルキルの炭素数が1から24までのものに限る。	
	メタクリル酸イソボルニル		
	メタクリル酸及び4－メチル－1，4－ペンタンジオールからなるジエステル		
	メタクリル酸グリシジル		
	メタクリル酸シクロヘキシル		
	メタクリル酸3，3，5－トリメチルシクロヘキシル		
	メタクリル酸ベンジル		
	2－メチル－1，8－オクタンジオール		
	α－メチルグルコシド		
	4－メチル－2－ジオキソラノン		
	2－メチル－4－フェニルフェノール		
	2－メチル－1，3－プロパンジオール		
	2－メチル－1，3－ペンタンジオール		
	3－メチル－1，5－ペンタンジオール		
	メチロールフェノールのアリルエーテル	メチロールフェノールはモノメチロールフェノール、ジメチロールフェノール及びトリメチロールフェノールに限る。	
	モノアクリル酸グリセリルのモノアリルエーテル		
	モノ酢酸グリセリルのモノアリルエーテル		
	酪酸		
	リシノール酸		
	リンゴ酸		
	レブリン酸		
天然成分、無機物又はそれらの誘導体		合計は重合体の構成成分に対して50%未満であること。	
	天然高分子成分		有機化合物とともに使用する場合に限る。
	アラビアガム		
	エレミガム		
	ガティガム		
	カラヤガム		
	グアーガム		
	コーパルガム		
	サンダラックガム		
	シェラック		
	重合化処理されたロジン		・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
	水素化処理されたロジン		・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
	セルロース		
	脱カルボキシル化処理されたロジン		・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
	ダンマルガム		
	デキストリン		
	天然ゴム		
	トラガントガム		
	二量化処理されたロジン		・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
不均化処理されたロジン		・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。	

	ロジン	・亜鉛、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びにそれらの複塩を含む。 ・ロジンはウッドロジン、ガムロジン、樹脂酸、トール油ロジン及びロジン酸を含む。
天然低分子成分又はその誘導体		
	アクリル酸及びエポキシ化処理された大豆油からなるエステル	
	エポキシ化処理された大豆油	
	酸化処理されたヒマシ油	
	三量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	水素化処理されたヒマシ油	
	脱水処理された動植物性油脂	
	脱水処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	天然ゴムラテックス	
	動植物性油脂	
	動植物性油脂由来の脂肪酸	
	トール油脂脂肪酸及びトリエチレンテトラミンからなるアミド	
	二量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
	四量化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	
無機物又はその誘導体		
	亜硫酸のナトリウム塩	
	エトキシ化、フェニルエチル化及びプロベニル化処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	
	アンモニア	水酸化アンモニウムを含む。
	エタノール、2-プロパノール及びリン酸ブチルのチタン塩	
	エトキシ化及びブスチレン修飾処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのナトリウム塩	
	エトキシ化処理されたアリルアルキルグリセリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が10から14までのものに限る。
	エトキシ化処理されたアリル4-アルキルフェニルグリセリルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が9のものに限る。
	エトキシ化処理されたアリルオキシアルキルエーテル及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	
	エトキシ化処理された4-アルキル-2-(1-プロベニル)フェノール及び硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	アルキルの炭素数が9のものに限る。
	塩化ジルコニウムオキシド	
	過硫酸のアンモニウム塩	
	過硫酸のカリウム塩	
	三塩化酸化リン	
	酸化亜鉛	
	硝酸のクロム塩	
	水酸化ナトリウム	
	炭酸ジエチル	
	炭酸ジフェニル	
	炭酸ジメチル	
	炭酸のアンモニウム及びジルコニウムの塩	
	炭酸のグアニジン塩	
	テトラエトキシシラン	加水分解物を含む。
	トリエトキシメトキシシラン	
	二酸化ケイ素	石英を含む。
	二酸化炭素	
	尿素	
	フッ化ジルコニウム	
	水	

		メタクリル酸 2-ヒドロキシエチル及びリン酸からなるエステル	
		リン酸	亜鉛、ジルコニウム及び銅の塩並びにそれらの複塩並びに重合体並びに無水リン酸を含む。
		リン酸エチル	リン酸ジエチル及びリン酸モノエチルに限る。
		リン酸ブチル	リン酸ジブチル及びリン酸モノブチルに限る。
任意の化学処理			重合体（天然高分子成分を含む。）への処理に限る。
		イソブチル化処理	
		エチル化処理	サリチル酸、ベンゾグアナミン及びホルムアルデヒドからなる重合体並びにセルロースへの処理に限る。
		エボキシ化処理	1, 3-ブタジエン単独重合体への末端処理に限る。
		塩素化処理	イソフタル酸及びトリメシン酸の塩化物並びに 1, 3-フェニレンジアミンからなる重合体、イソブテン及びイソブレンからなる重合体、イソブレン単独重合体、エチレン及び 1-ブテン並びにプロピレンからなる重合体、エチレン単独重合体、トリメシン酸の塩化物及び 1, 3-フェニレンジアミンからなる重合体、1, 3-ブタジエン単独重合体、プロピレン単独重合体並びにプロピレン及び無水マレイン酸からなる重合体への処理に限る。
		加水分解処理	アクリルアミド単独重合体、イタコン酸及び酢酸ビニルからなる重合体、エチレン及び酢酸ビニルからなる重合体、酢酸ビニル及び 3, 4-ジアセトキシ-1-ブテンからなる重合体、酢酸ビニル及び N-(1, 1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミドからなる重合体、酢酸ビニル及びビニルアルコールからなる重合体、酢酸ビニル単独重合体、4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン単独重合体並びにビニルアルコール単独重合体への処理に限る。
		3-カルボキシ-1-シアノ-1-メチルプロピル化処理	アクリロニトリル及び 1, 3-ブタジエンからなる重合体への処理に限る。
		カルボキシメチル化処理	セルロースへの処理に限る。
		カルボキシル化処理	1, 3-ブタジエン単独重合体への末端処理に限る。
		グリシジル化処理	アジリジン単独重合体への処理に限る。
		酸化処理	エチレン及びプロピレンからなる重合体並びにエチレン単独重合体への処理に限る。
		紫外線照射処理	
		水素化処理	
		テトラヒドロフルフリル化処理	アクリル酸単独重合体への末端処理に限る。
		電子線照射処理	
		ニトロ化処理	セルロースへの処理に限る。
		ヒドロキシエチル化処理	セルロースへの処理に限る。
		3-(2-ヒドロキシエトキシ)プロピル化処理	ジメチルシロキサンへの末端処理に限る。
		ヒドロキシプロピル化処理	ジメチルシロキサン及びセルロースへの処理に限る。
		ヒドロキシル化処理	イソブレン単独重合体、塩化ビニル及び酢酸ビニルからなる重合体並びに 1, 3-ブタジエン単独重合体への処理に限る。
		ブチル化処理	
		tert-ブトキシル化処理	アクリル酸、スチレン及び α -メチルスチレンからなる重合体への末端処理に限る。
		メチル化処理	サリチル酸、ベンゾグアナミン及びホルムアルデヒドからなる重合体並びにセルロースへの処理に限る。
		3-メチル-3-ブテニル化処理	2-エチルオキシラン及びオキシランからなる重合体への処理に限る。